

会 議 報 告 書

【会議の概要】

会 議 名：平成 29 年度第 4 回加古川市障害者施策推進協議会

日 時：平成 29 年 12 月 14 日（木）13 時 30 分から 15 時まで

場 所：加古川市民会館 大会議室

議 題：障害福祉計画及び障害児福祉計画について

出 席 者：委員 7 名、市（事務局）10 名

※委員 2 名は所用のため欠席

公開・非公開の別：公開（傍聴人 0 名）

配布資料：別紙 NO. 1 次第

別紙 NO. 2 委員名簿

別紙 NO. 3 パブリックコメント実施結果概要【資料 1】

別紙 NO. 4 パブリックコメント一覧【資料 2】

別紙 NO. 5 第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画（原案）

別紙 NO. 6 第 5 回加古川市障害者施策推進協議会 日程調整連絡票

別紙 NO. 7 障害者差別解消法啓発パンフレット

【協議の概要】

（1）パブリックコメント実施結果の概要について

事務局より、計画（素案）に係るパブリックコメントで提出された意見の件数や人数などの実施結果の概要を報告した。

（2）パブリックコメントの計画への反映について

事務局より、パブリックコメントにて提出された意見の計画への反映について、説明を行い、委員より意見をいただいた。

以 上

司会：事務局、 議長：会長

1 開 会

《事務局より配付資料及び出席者の確認》

2 協 議

（1）パブリックコメント実施結果の概要について

[事務局]

平成 29 年 11 月 1 日（水）から 12 月 1 日（金）までを実施期間として、パブリックコメントを行った結果、13 名の方から延 72 件のご意見がありました。応募者の意見提出方法の内訳は窓口提出が 5 名、電子メールが 2 名、ファックスが 6 名となっております。

また、意見の内容の内訳は第 2 章の「成果目標」に関することが 1 件、第 3 章の「活動指標」に関することが 33 件、第 4 章の「障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項」に関することが 5 件、その他の内容が 33 件となっております。

(2) パブリックコメントの計画への反映について

[事務局]

パブリックコメントでのご意見を踏まえ、計画を修正した部分を中心にご説明します。

- ・訪問系サービスの見込量について、「訪問系の各種サービスは、実績と見込量が合算されて示されています。どの制度にニーズがあるのかが分からないので、個別の実績と見込量を示すべきではないですか。」との意見がありました。これに対して、これまで「訪問系」として1つの区分とし、見込量を合算しておりましたが、ご意見を踏まえ、居宅介護等5つのサービスを内訳として追加しました。
- ・居宅支援・施設系のサービス等について、「病院から退院しても、グループホームや地域生活を支えるヘルパーなどの人材不足の問題があります。支援者の育成とグループホーム等の地域生活を支える場の設置への補助を増やす必要がある。そのため、方策の中に、「補助割合の増加」や「人材育成」などの言葉を入れてはいかがですか。」との意見がありました。これに対して、見込量確保のための方策に、「○専門的な人材の確保・養成を図るため、地域生活支援拠点等の整備を行います。」という文言を追加することとしました。
- ・居宅支援・施設系のサービス等について、「精神科病院から退院したあとの生活の場として入所施設があるが、自立した生活ができるにもかかわらず、家族から無理に入所させられているケースがあり、本当に施設入所が必要な方が施設を利用できない状況がある。そのため、退院したくても社会的入院を余儀なくされている。市には、適切な施設の運用がなされるよう管理監督を徹底いただきたい。」との意見がありました。これに対して、見込量確保のための方策に、「○障がいのある人の地域での生活の継続や病院等からの地域移行を進めるため、地域生活支援拠点等を整備し、複数の関係機関の有機的なネットワークを構築します。」を追加することとしました。
- ・地域生活支援事業について、「意思疎通支援事業のうち、要約筆記者派遣事業の実績が年々減少している。そのような状況の中、次期計画の見込量を平成29年度の実績見込数としているのは、制度への利用ニーズが低下したということですか。」との意見がありました。これに対して、要約筆記者派遣事業の派遣数の見込量を、「平成30年度25件、平成31年度30件、平成32年度35件」に修正することとしました。
- ・地域生活支援事業について、「スポーツ・レクリエーション事業の第5期計画の見込量について、過去の実績を考慮すると、もう少し高い見込みとすべきではないですか。」との意見がありました。これに対して、スポーツ・レクリエーション事業の見込量を「平成29年度325人/年、平成30年度350人/年、平成31年度375人/年、平成32年度400人/年」に修正することとしました。
- ・地域生活支援事業について、「移動支援のガイドヘルパーが不足しているため、支援者の確保について検討していただきたい。なお、医療的ケアを行うヘルパーについても検討していただきたい。」との意見がありました。これに対して、移動支援事業の見込量確保のための方策に、「○専門的な人材の確保・養成を図るため、地域生活支援拠点等の整備を行います。」という文言を追加することとしました。

・地域生活支援事業のうち、「日常生活用具の見込量確保のための方策として記載されている内容が分かりにくい」との意見がありました。これに対して、記載内容を「○日常生活用具の情報収集や利用者のニーズを把握し、必要に応じ給付対象品目に追加するなど事業の更なる充実に努めます。」に修正することとしました。

・地域生活支援事業について、「移動支援の見込量確保のための方策として、「社会参加の機会の確保に努める」と記載されていますが、これは支援内容であるため、方策として適切でしょうか。」との意見がありました。これに対して、移動支援事業の見込量確保のための方策を、「○利用者のニーズの把握とともに、事業者の新規参入の促進や支援者向け研修の周知を図りながら、社会参加の機会確保の体制整備に努めます。」に修正することとしました。

・障害児通所支援等の概要について、「「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」、「教育と福祉の協議の場の設置」、「障がい児の相談窓口の設置」、これら新設された活動指標についての説明が記載されていません。市が役割を担うのですか。また、これらの活動指標と成果目標である「医療的ケア児支援の協議の場」との関連はどのようなものですか。」との意見がありました。これに対して、概要説明のところで以下を追加することとしました。

【医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター】

多分野にまたがる支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児支援についての協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担います。

【教育と福祉の協議の場】

福祉事業所を利用する際に、教育現場の職員と福祉現場の職員の相互理解を深めることによって、障がい児支援を有効的かつ総合的に行うために設置するものです。

【障がい児の相談窓口】

障がい児（の家族）からの相談は、保健、医療、障害福祉、保育、教育など様々な分野に及びますが、この相談窓口は総合的な見地から適切な分野につなぐために設置するものです。

・障害児通所支援等について、「保育所等訪問支援の利用者数が少ないのでサービスの周知を図っていただきたい。」との意見がありました。これに対して、見込量確保のための方策を「○利用しやすい体制整備を目指して、関係機関へ周知を図るとともに、加古川市障害者自立支援協議会等を活用して、保育所・学校園・サービス提供事業所と連携を図る取組を行います。」に修正することとしました。

・障害児通所支援等について、「医療的ケア児の支援において、学校や事業所での看護師不足が課題となっている一方で、訪問看護ステーションの日中の人員には余裕がある。市が独自に訪問看護師の派遣に対して助成を行うことで、日中に余裕のある訪問看護ステーションの人員を学校や福祉事業所に回せるのではないですか。上記が実現できれば、医療的ケアが必要な方を受入れる事業所の増加につながると思われます。」との意見がありました。これに対して、見込量確保のための方策に、「○医療的ケア児支援の協議の場を設置し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携体制の構築に努めます。」との文言を追加することとしました。なお、市独自の訪問看護師派遣については、今後の参考とさせていただきます。

- ・障害児通所支援等について、「現在の訪問看護の制度の利用は自宅内に限られており、外出に利用できない。外出時に医療的ケアを実施できる支援を受けるには資格を持ったヘルパーが必要であるが、市内にはほとんどいないのが現状である。そこで、市独自の訪問看護師派遣事業を行い、個人でも利用可能になれば余暇活動の促進や通院時の安全・安心につながる。また、居宅介護事業所や移動支援事業所が活用できる制度としても良いのではないですか。」との意見がありました。この意見に対しても前述と同様として、見込量確保のための方策に、「○医療的ケア児支援の協議の場を設置し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携体制の構築に努めます。」との文言を追加することとしました。
- ・障害児通所支援等について、「ヘルパーが喀痰吸引研修を受けるに当たり、費用面と実施機関の不足という課題がある。訪問看護ステーションに対しては痰吸引が可能な指導看護師の資格を取得するための費用助成を実施し、事業所に対してはヘルパーが実技研修を受けるための費用助成を実施すれば自宅外での医療的ケアの担い手の確保が促進されるのではないですか。」との意見がありました。これに対して、見込量確保のための方策に、「○専門的な人材の確保・養成を図るため、地域生活支援拠点等の整備を行います。」を追加することとしました。
- ・障害児通所支援等について、「医療的ケアが必要な方の課題解決には福祉、医療、教育の連携は不可欠である。個別の連携は進んでいるものの全体像を捉えたネットワークが必要と考えられる。そこで、基幹相談支援センターを中心とした連携ネットワーク会議の設立が必要ではないですか。」との意見がありました。これに対して、見込量確保のための方策に、「○医療的ケア児支援の協議の場を設置し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携体制の構築に努めます。」との文言を追加することとしました。
- ・障害児通所支援等について、「医療の重度化、多様化や病院の多忙化といった課題がある中で、加古川中央市民病院と在宅医、訪問看護ステーション、福祉事業所、加古川養護学校、消防がそれぞれの機能を生かした役割分担のもと、緊急時に即座に対応できる連携体制の確立が必要ではないですか。」との意見がありました。この意見に対しても前述と同様として、「○医療的ケア児支援の協議の場を設置し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携体制の構築に努めます。」との文言を追加することとしました。
- ・障害児通所支援等について、「相談支援専門員と学校との連携相談については、加古川養護学校が教育委員会と調整しながら行っており年間 15 件程度あります。福祉と教育との連携機能を担う機関が必要ではないですか。」との意見がありました。これに対して、見込量確保のための方策に、「○加古川市障がい者基幹相談支援センターを中心に教育と福祉の連携強化を図ります。」との文言を追加することとします。
- ・障害児通所支援等について、「重点方策に障がい児支援特有の考えを盛り込むべきではないですか。」との意見がありました。これに対して、見込量確保のための方策に、「○医療的ケア児支援の協議の場を設置し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携体制の構築に努めます。」との文言を追加することとしました。

[会長]

ただいまの事務局の説明について、ご意見・ご質問等ある方はいらっしゃいますか。

[委員]

市内の福祉施設での虐待事件があって、人材の確保は本当に大切であると感じました。計画原案にも人材確保について盛り込んでいただいております。このことについてですが、計画の見込量確保のための方策の各所に「地域生活支援拠点等」が記載されています。計画原案の記載では、専門的な人材の確保・養成が目的で、地域生活支援拠点の整備が手法であると受け取られてしまうため、文言を修正いただけないでしょうか。

[事務局]

地域生活支援拠点等の整備の目指すところは、地域で生活ができるような機能強化の面もあると認識しています。また、足りないところは機能を拡充させながら、地域にある資源を有効に活用する必要がありますと考えております。そのため、専門的人材の確保や養成、あるいは地域でのニーズに対応できるためのネットワーク作りも地域生活支援拠点での重要な役割になってくるかと考えておりますので、このような表現にしています。

[会長]

委員からの意見は、成果目標と方策の因果関係が分かりにくいという指摘だと思います。何を主眼に置いているのかが分かりやすいように、記載内容について再度検討のうえ、修正いただきたいと思います。

[委員]

今回の計画より、グループホーム開設における公営住宅の活用に関する記載が削除されています。グループホームを希望する障がい者が1人でも多くマッチングできるように、この記載を残していただきたいと思います。

また、計画には地域生活支援拠点等の役割として、「①地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、②一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、③ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ対応体制の確保④人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、⑤サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」が記載されていますが、④と⑤は人材の確保に関わる役割であり、①②③の役割とは分けて考えるべきではないでしょうか。さらに、地域で生活するうえで、社会参加の場や体験の機会の確保が地域生活支援拠点等の役割として重要であるため、①②③の役割にこれらを追加し、それを実現するための欠かせないものとして④⑤の役割があるという位置づけにはいかがでしょうか。

[委員]

活動指標として、「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」、「教育と福祉の協議の場の設置」、「障がい児の相談窓口の設置」が今回の計画より新たに追加されていますが、担い手が誰になるのかについて説明してください。

[事務局]

「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」の担い手については、専門

的分野での支援となるため、こども療育センター、加古川養護学校、基幹相談支援センターなどが想定されます。

次に、「教育と福祉の協議の場」は、保育所等訪問支援の利用が進んでおらず、両分野の連携を促進する必要があるといった背景があり設置することとなったもので、既存の協議会の活用を視野に入れて設置します。

次に「障がい児の相談窓口」ですが、こちらは主に基幹相談支援センターがその役割を担うこととして既に設置されています。

これらの活動指標について、具体的にはこれから検討していきたいと考えています。

[委員]

パブリックコメントで提出された意見の中に、「日中は訪問看護師の人員に余裕があるため、医療的ケア児支援のために学校や福祉事業所に派遣し、市はそのことに対して助成すれば良いのではないか」といった趣旨のものがありませんが、現状では日中においても訪問看護ステーションに人員面での余裕は無いと思います。

また、仮に日中の訪問看護師の人員に余裕があったとしても、医療的ケア児支援は専門性が必要であるため、すぐに支援に回れるというものではないと思います。

[委員]

障がい者差別解消の推進についてですが、先日差別解消に向けたチラシをショッピングセンターの前で配っていたのですが、チラシの内容を説明して渡しているにもかかわらず受け取ってくれない方が多くてショックを受けました。これからもこのような声掛け活動を続けていく必要があると改めて感じました。

また、このような障がい者差別解消に関する普及啓発について、市の広報に掲載していただきたいと思います。

[事務局]

来年度、障害者差別解消地域支援協議会が設置される予定です。当該協議会を活用して、具体的な啓発活動を進めていきたいと考えています。

また、市の広報誌への掲載については、直接広報担当課に原稿を提出いただいても結構ですし、障がい者支援課に相談していただければ取次ぎいたします。

3 その他

[事務局]

障害者差別解消法の啓発に関連しまして、市の取組みを報告します。昨年度は職員対応要領の制定を行い、今年度は対話支援システムのコミュニケーションの導入、店舗など事業者が行う合理的配慮の提供に要する費用の一部を助成する制度の導入などを実施してきました。この度は、市民に対して広く法の趣旨を啓発する目的で、パンフレットを作成しました。

啓発が目的となりますので、合理的配慮の場面などについて、一般的に用いられるイラストで紹介するのではなく、より注目いただくために写真による場面の紹介という形にしました。

出演者は、障がい者団体の方々と、加古川でJリーグを目指すクラブとして活動されているバンディオンセ加古川の方々にご協力いただきまして、手作りではありますが、よりインパクトのある加古川オリジナルのものが出来上がりました。

ちょうど先週が障害者週間でしたので、市内の複数の大型ショッピングセンターにご協力いただき、障がい者団体の方々、バンディオンセ加古川の方々、障害者自立支援協議会の部会員の方々とともに、啓発活動として店舗でのパンフレット配布を行いました。一部店舗では屋外で配付を行なったため、大変寒い中みなさん頑張ってください、3日間で1,000部配付することができました。今後は、広報2月号での紹介と町内会での回覧、人権アドバイザーの地域での研修会での使用、公共施設への設置などにより、パンフレットを活用したいと考えています。

4 事務連絡

[事務局]

ご提出いただいた日程調整票を集計しまして、次回協議会の日時が確定しましたのでご連絡いたします。次回の協議会は2月21日(水)10時30分より加古川市役所新館171会議室にて開催いたしますのでご参加をよろしくお願いいたします。

5 閉会

以上